

議案第59号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第3項の規定により、これを本議会に報告して承認を求める。

平成14年8月9日

三朝町長 吉田 秀光

平成14年8月9日 原案承認

三朝町議会議長 藤井 享

専決第4号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、三朝町税  
条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分する。

平成14年 7月31日

三朝町長 吉田 秀光

三朝町条例第 18号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を  
加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応す  
る同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」とい  
う。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応  
する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（納期限後に納付し又は納入する税金 又は納入金に係る延滞金）	（納期限後に納付し又は納入する税金 又は納入金に係る延滞金）
第19条 納税者又は特別徴収義務者は 、第40条、第46条、第46条の2 若しくは第46条の5（第53条の7	第19条 納税者又は特別徴収義務者は 、第40条、第46条、第46条の2 若しくは第46条の5（第53条の7



額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第27項及び第28項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額(保険業法(平成7年法律第105号)に	略

額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第9項及び第10項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) 略

(均等割の税率)

第31条 略

2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下本節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

法人等の区分	税率
1 資本等の金額(資本の金額又は出資金額と法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第17号に規定する資本積立金額  との合計額(保険業法(平成7年法律第105号)に	略

規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に関する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料

規定する相互会社にあつては、令第45条の3に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本の金額又は出資金額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体、政党交付金の交付を受ける政党等に関する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第8条に規定する法人である政党又は政治団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料

若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計額(次号から第8号までにおいて「従業者の合計数」という。)が50人を超えるもの

略

略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第1号の2の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第1号の3の連結法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割の算定期間又は同項第3号若しくは第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人等の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人等は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第27項及び第28項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第

若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計額(次号から第8号までにおいて「従業者の合計数」という。)が50人を超えるもの

略

略

3 前項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、法第312条第3項第1号の法人税額の課税標準の算定期間、同項第2号の均等割の算定期間又は同項第3号若しくは第4号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を12で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

(法人等の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人等は、法第321条の8第1項、第2項、第6項、第9項及び第10項の規定による申告書を、同条第1項、第2項、第

4項、第5項、第24項及び第28項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第27項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22条の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第29項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

3 法第321条の8第27項の申告書（同条第26項の規定による申告書を含む。）以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第28項の規定

6項及び第10項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第9項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段                    の規定によつて提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22条の4様式による納付書によつて納付しなければならない。

2 法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、法の施行地外にその源泉がある所得について、外国の法人税等を課された場合においては、法第321条の8第11項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

3 法第321条の8第9項の申告書（同条第8項の規定による申告書を含む。）以下本項において同じ。）に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第6項                    の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第10項の規定

の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人等が法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限) の翌日から1年を経過する日後に同条第27項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第28項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義

の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限) までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人等が法第321条の8第1項、第2項又は第6項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限) の翌日から1年を経過する日後に同条第9項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた法人等が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第10項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限) までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 法人税法第74条第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義



務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条第1項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

6 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項

務がある法人で同法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項及び第52条\_\_\_\_\_において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第75条の2第7項（同法第145条において準用する場合を含む。以下本項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第75条の2第7項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

において同じ。) (連結申告法人 (同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。) については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額 (法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下本項及び第52条第2項において同じ。) の課税標準の算定期間 (当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。) に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について同法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

(法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項若しくは第5項又は第24項の納期限 (同条第28項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項、第4項又は第5項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その

(法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 略

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項若しくは第2項又は第6項の納期限 (同条第10項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項又は第2項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があったときは、その

延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第5項又は第24項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は、法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第2項又は第4項の申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下本項において同じ。))若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、

延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

- 3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項又は第6項 \_\_\_\_\_の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により町民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は、法人税に係る更正若しくは決定がされたこと \_\_\_\_\_

又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(法人の町民税に係る納期限後の延長の場合の延滞金)

## 第52条 略

2 法人税法第81条の22第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相

による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(法人の町民税に係る納期限後の延長の場合の延滞金)

## 第52条 略

は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)

当する延滞金額を加算して納付しな  
ければならない。

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間

附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(以下本項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる町民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合には、当該町民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間

内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

内にその申告基準日の到来する町民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合（当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合）とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間\_\_\_\_\_の末日後2月を経過した日の前日（その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日）をいう。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年8月1日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第2条 改正後の町税条例の規定中法人の町民税に関する部分は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度分の法人の町民税、同日以後に終了する連結事業年度分の

法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

法人の町民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の町民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の町民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の町民税については、なお従前の例による。

期 間

(日 限 行 副)

るて行副さの日1月8平1如平、お同条のこ一業1第

(罰則を科するに關する事項)

18月8平1如平、お付属する関に罰則理の入者中宝銀の同条罰則の第五カ 業2第  
の付属平業事罰則するに關する事項は、罰則理の入者の付属平業事するに關する事項は、